

山口県がん検診受診促進協力事業所制度実施要綱

(趣旨)

第1条 がんの早期発見に向け、従業員へのがん検診の受診啓発活動等に積極的に取り組む企業、事業者及び団体（以下「企業等」という。）を登録する「山口県がん検診受診促進協力事業所」（以下「協力事業所」という。）制度を創設する。

(目的)

第2条 山口県がん対策推進計画の趣旨を踏まえ、がん検診受診の啓発活動等に積極的に取り組む企業等を登録し、協力事業所を通じてがん検診の受診を促進し、県民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(対象)

第3条 協力事業所は、県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有する企業等を対象とする。

(登録要件)

第4条 従業員に対する胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診及び乳がん検診のいずれかの受診勧奨や受診への配慮に積極的に取り組む企業等は、山口県へ協力事業所の登録を申請することができる。

2 協力事業所は、次に掲げる活動を積極的に行うよう努めるものとする。

- (1) 顧客等に対するがん検診受診の呼びかけ
- (2) 県や市町等が実施するがん検診受診率向上に係る啓発等、がん対策推進の取組みへの協力
- (3) 従業員にとって、がん療養及び家族看護しやすい環境に配慮
- (4) 従業員が、がん経験を理由に不利益な取り扱いを受けないよう配慮
- (5) その他、がん検診の受診促進に関する活動

(登録申込)

第5条 協力事業所の登録を希望する企業等は、登録を受けようとする企業等の所在地を管轄する健康福祉センター所長、下関市にあっては山口県健康福祉部医療政策課長（以下「健康福祉センター所長等」という。）に対し、山口県がん検診受診促進協力事業所登録申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）により、申請するものとする。

(登録方法等)

第6条 協力事業所の登録については、次により行う。

(1) 登録証等の交付

健康福祉センター所長等は、第5条の申込書を確認し、第4条に規定する登録要件を満たしている場合には、受付印を押印し、写しを申込者へ送付等するとともに、協力事業所として登録し、申込者に対し、山口県がん検診受診促進協力事業所登録証（様式第2号）（以下「登録証」という。）を発行する。

(2) 登録証発行の報告

健康福祉センター所長は、登録証の交付後、速やかに登録内容を協力事業所データベースに登録することにより健康福祉部医療政策課長へ報告するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、別に県から期間終了の通知がない限り、登録日から当該年度の末日までとし、登録した企業等からの申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(支援及び広報等)

第8条 県は、協力事業所に対し、適宜、がん検診に関する情報を提供するものとするとともに、協力事業所を県のホームページへの掲載等により、県民に公表するものとする。

(登録事項の変更)

第9条 協力事業所は、登録事項に変更があった場合は、山口県がん検診受診促進協力事業所登録変更届出書(様式第3号)を健康福祉センター所長等に届け出るものとする。

2 上記届出を受理した場合、健康福祉センター所長は、変更内容を協力事業所データベースに登録することにより健康福祉部医療政策課長へ報告するものとする。

(登録の取消し等)

第10条 協力事業所は、山口県がん検診受診促進協力事業所登録解除届出書(様式第4号)を健康福祉センター所長等へ提出することにより、登録を解除することができる。

2 健康福祉センター所長等は、登録企業が次に掲げる項目に該当した場合には、登録を取り消すものとする。

(1) 第2条の目的に反するような行為や法令及び公序良俗に反する行為を行ったと認める場合

(2) 第4条に定める登録要件を満たさなくなった場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。